

〔論 文〕

スイスにおける亡くなった胎児の取り扱い (1)

——2017年の連邦政府報告書をもとにして——

森 芳 周

はじめに

亡くなった胎児とは、流産、死産、中絶によって生命の徴候がなく体外に生じた胎児のことである。亡くなった胎児に関して、身分登録及び命名の可否、埋葬義務の有無、それらの区切りとなる妊娠週数などについては、国によってあるいは地域によって異なる。日本では、死産児、流産児はともに戸籍に記載されることはなく、公的に名前を登録することはできない。また、墓地埋葬法の規定により、「妊娠四箇月以上の死胎」は「死体」と同様に埋火葬することができる。

欧州諸国では1990年代ごろから、流産、死産を経験した親へのケアの観点から、亡くなった胎児の埋葬、命名を親の希望によって認める法改正が進んでいる。この流れの中で、スイス連邦参事会(連邦政府)は、国民議会議員の要請にもとづいて2017年に「流産児の身分登録上の取り扱いの改善¹⁾」という報告書(以下、「本報告書」と表記)を公表した。本報告書は、欧州各国の法的状況、国際法、国内法の分析に加えて、電子化された身分登録簿における技術的課題の解決法まで扱っている。

本稿は、本報告書に基づいて、スイス及びその他の国が定める、亡くなった胎児の取り扱いのあり方を概観するものである。なお、本報告書は2017年に出されているが、その後、身分登録令の改正があり、流産児の取り扱いが新たに加えられている。これら最新の動向についても可能なかぎり取り上げることとする。

I 本報告書の構成

スイス連邦政府による報告書「流産児の身分登録上の取り扱いの改善」は、全13章からなり、全体で35ページである(ただし、最終の第13章は略語の一覧であるため、本文自体は12章からなる)。第1章は導入であり、連邦議会での取り組みや、本報告書の目的が書かれている。第2章は用語の定義で、「流産」「死産」など、死亡胎児に関する用語の説明がある。第3章は、生きて出生した子どもと、流産又は死産による胎児の法律上の区分の説明がなされている。第4章は統計などの資料である。

第5章から第9章が核心となる部分である。第5章に欧州各国の法的状況の紹介があり、第6章から第9章で、国際法、連邦憲法、公法、民法上の流産及び死産の扱いが記されている。本稿では、この部分を中心に欧州及びスイスにおける流産児及び死産児の処分や埋葬に関する法的状況をまとめていく。

第10章は埋葬や身分登録のために必要な文書の説明である。そして、第11章が本報告書のタイトル「流産児の身分登録上の取り扱いの改善」に対する、連邦参事会の解決案の提示である。ここでは、電子化された身分登録簿に流産児をどのように位置づけるかといった技術的な対応策も検討されている。そして、第12章がまとめである。

II 連邦議会における取り組み

本報告書は、「Streiff-Feller氏の要請14.4183号に対する2017年3月3日の連邦参事会報告

書」という副題が添えられている。Marianne Streiff-Fellerは福音国民党(Evangelische Volkspartei der Schweiz)に所属し、2010年から2022年まで国民議会議員を務めていた。本報告書は、直接的にはこのStreiff-Fellerがおこなった2014年12月11日付けの要請²⁾に結びついている。まずは、この要請を以下に訳出しておこう。

流産児の法的状況の改善

提出文

連邦参事会に対して、これまで身分登録令の適用外であった死産児及びその親の法的状況が改善される可能性を検討するよう指示する。

根拠

スイスでは、連邦の身分登録令第9条第2項の規定により、流産児と死産児とは区別される。死産とは、体重500g以上、又は妊娠22週以降の死産した子どものことをいう。そのような子どもには、埋葬権があり、かつ届出義務がある。第9条第3項の規定により、死産児は名前を登録することができる。流産児、すなわち出生の週数が早すぎ、又は体重が軽すぎる子どもは、これらの権利をもたない。

そのような子どもの親にとっては、生きている子ども又は死産児の親と比べて、出産休暇及び出産費用の保険に関する法的状況は公平ではない。ドイツでは、出生前に3人の子どもを亡くした親の請願により、法改正が実現した。この法改正により、流産児の親は、身分登録局において登録することができる。その際には、子どもの名前、性別、出生日、出生地及び親の名前が登録される。以前に流産した子どもの親が、その子の存在を証明できる場合には、親は遡及してその子を登録することもできる。

たいしたことはないと思われるかもしれないが、身分登録は、当事者にとって大きな価値をもつ。天使の子どもたちを受け入れ、そ

の両親を本当の親と認めることは、社会において良いことである。

この要請に対して、連邦参事会は2015年2月11日付けで受け入れる提案をおこない、国民議会も2015年3月20日に採択した。なお、この要請について、いくつか補足すべきことがある。身分登録令の規定は後述するとして、ドイツの法改正と「天使の子ども(Engelskind)」についてここで簡単に説明する。

ドイツでは身分登録法施行命令が2013年に改正され、流産児(体重500g未満の死亡胎児)は、身分登録はできないものの、親の希望により身分登録局に届け出ることが可能となった。この際には証明書が発行され、出生日、出生地、性別などに加えて、氏名を記入する欄も設けられている。この改正は、3人の子どもを出生前に亡くしたBarbara MartinとMario Martinの夫婦の請願に基づくものである³⁾。

また、出生前に亡くなるか、又は出生直後に亡くなった子どもについて、ドイツ語で「Engelskind(天使の子ども)」「Sternenkind(星の子ども)」「Schmetterlingskind(蝶の子ども)」と表現される。このような言葉が使用される理由として、ドイツ葬儀業協会のホームページでは、亡くなった子どもが空や天にのぼるというイメージがあるためだと説明されている⁴⁾。また、主にこれらの言葉は、流産児、死産児を示しているが、「流産」「死産」という言葉は、「死」に焦点を当てる言葉であるため、それを経験した親や一般の人々にとっては亡くなった子どもを指す概念としては適切ではない。そして、亡くなった子どもと母親や父親との強い感情的結びつきを示す言葉として、流産や死産という言葉にかわって、「天使の子ども」「星の子ども」「蝶の子ども」という言葉が用いられているという。

流産、死産の問題については、Streiff-Fellerの要請の他にも、出産手当や埋葬などに関して、連邦議会では動議や質問が繰り返し取り上げられている。本報告書では、1993年から

2015年までの11件の動議や質問のタイトルがあがっている⁵⁾。このうち、亡くなった胎児の埋葬に関する2012年の質問を取り上げたい⁶⁾。この質問は、当時、市民民主党所属の国民議会議員であったRosmarie Quadrantiによるもので、「墓地における天使の子どもの墓の推進」というタイトルがつけられ、次の4項目について連邦参事会に質問をしている。①「天使の子どもの墓」を推進するための連邦レベルの措置がすでにあるか。②連邦政府がカントン及び地方自治体(ゲマインデ)レベルで、そのような墓を推進する可能性があるか。③すべての墓地が「天使の子どもの墓」を提供すべきだと、連邦政府は考えないのか。④流産児も埋葬する必要があると連邦政府は考えているのか。Quadrantiは、体重500g以上又は妊娠22週以降の胎児については、死産児として名前を登録することができ、埋葬することもできるが、流産児については身分登録ができず、一部の墓地にしか埋葬することができないと指摘し、この改善を求めている。なお、ここでは「天使の子ども」という言葉は、出生前に亡くなったか、出生直後に亡くなった子ども全般ではなく、「流産児」を指している。

連邦参事会の回答は2013年2月13日付けで出されている。Quadrantiの質問に対しては、連邦レベルでは、「天使の子どもの墓」を推進する措置はなく、埋葬はカントン及び地方自治体の管轄であり、連邦参事会がカントンや地方自治体の主権を侵害することは適切ではないと答えている。ただし、妊娠22週や体重500gという基準を引き下げるか完全になくすことで、身分登録令における死産の規定について、医師の届出義務と身分登録簿への記載を拡大する可能性もあると連邦参事会は述べている。このような方法であれば、カントンや地方自治体の権限を侵害することもないため、連邦参事会は身分登録令の改正を検討する用意があると、すでに2013年の時点で述べている。

Ⅲ 出生後に死亡した子ども、死産児、流産児の区別

1. 出生後になくなった子ども

子どもが一瞬でも生きていた場合には、子どもの出生と死がInfostar(スイスの電子的身分登録簿)に記録される⁷⁾。つまり、出生時に生命の徴候がある場合には、この条件が満たされる。そして、出生児は、出生の際に法的人格を獲得する。また、出生児は、氏名及び市民権、又は少なくとも一方の親がスイス人である場合には、スイス国籍を得る。

Infostarは、子どもの出生と死について、匿名化された電子通知を連邦統計局に自動的に送信する。子どもの死亡の宣告後、身分登録局は届け出る医師に対して、連邦統計局への死因の報告のための指示と様式を送付する。

Infostarについては、出生後に死亡した子どもと、死産及び流産児との区別には直接には関係しないが、流産児の身分登録上の措置の改善には、このInfostarにどのように反映するかが問題となる。

2. 死産児

死産児は、身分登録令第9条第2項に規定されている。それによると、生命の徴候なく出生し、かつ体重500g以上、又は妊娠22週以降の者が、死産児となる。本報告書によると、死産児は法的人格はもたないが、医師の証明に基づいて登録される。親は死産児に名前をつけることができ、性別も記載される。なお、死産児は、市民権を得ることはなく、それゆえスイス国籍も得られない⁸⁾。

連邦統計局は、死産という匿名化された電子通知を自動的に受け取る。身分登録局での死産の届出の後、届け出る医師は、連邦統計局への死因の報告のための指示と様式を受け取る。

死産の数は、連邦統計局の統計によると、2010年から2014年の間で、年間340～400件が記録されているという。これは出生数の約0.4～0.5%程度である⁹⁾。

3. 流産児

本報告書の目的である流産児はどのように扱われるのか。流産児とは、体重500g未満であり、かつ妊娠22週未満の亡くなった胎児である。流産児は、死産児と同様に法的人格をもたないが、死産児とは違って身分登録ができない。また、流産児にはいかなる身分登録上の証明も発行されない。

流産は連邦統計局に報告されないため、正確な数が不明である。本報告書では、病院の統計から大まかな数として、正常に終了した妊娠6件につき、中絶又は流産が1件程度の割合(14%)だという。ただし、病院がかかわらないものもあわせると、およそ5人に1人が妊娠22週未満で中絶又は流産していると推定される¹⁰⁾。なお、身分登録法の規定では、妊娠22週未満の人工妊娠中絶である場合には、流産に分類される。

なお、流産児には、いかなる証明書も発行されないという点は、本報告書が出された2017年当時の状況である。その後、2018年に流産児の扱いに関して、身分登録令の改正があり、2019年から施行されている。この改正については別に詳しく述べるため、ここではごく簡単な説明にとどめる。

身分登録令は、2018年の改正により、流産児についての規定が第9a条から第9c条まで新たに追加された。まず、流産を身分登録局に届け出ることが可能になった。そして、申請によって流産の証明書が発行され、希望により名前を記載することも可能である。ただし、流産は身分登録簿には記載されず、連邦統計局に届け出られることもない。流産児のこのような扱いは、ドイツとほぼ同じ形態である。

IV 欧州諸国における死産児、流産児の扱い

1. 死産児

本報告書では、欧州諸国における死産児及び流産児の扱いについて、他国の調査結果も参照

しつつ、スイスの近隣諸国の状況がまとめられている¹¹⁾。

死産児に関して、1999年のCIEC(民事上の地位に関する国際委員会)の調査、2008年のフランス上院の調査、2015年のベルギーの研究機関による調査がまとめられている。ここでは2015年の調査結果を見ていこう。この調査では、EU加盟28か国のうち11か国¹²⁾から結果が得られ、ハンガリーを除くすべての国で、死産児の登録を認めており、身分登録上の証明書が発行されることが記されている。また、すべての国で死産児が法的人格をもつことはないが、ほとんどの国で死産児に名前をつけることができる。

2. 流産児

本報告書では、フランス、ベルギー、ドイツ、オランダの4か国の流産児の扱いが取り上げられている。本報告書の記述に適宜補足をしながらまとめる¹³⁾。

まず、フランスでは、2009年6月19日より、流産児の親は、「流産した子どもに関する証明書」を取得することができる。その際には、医師による出産証明書を提出しなければならず、このことによって登録のための下限を妊娠15週に間接的に設定している。なお、医療者は、登録できることを親に対して説明する義務を負う。身分登録局への親による流産児の届出は任意であり、時間的な制限はない。また、姓と出自を記さずに、流産児を名前とともに家族登録簿に記載することもできる。

ベルギーについては、本報告書では、流産児の身分登録に関する法案が提出されていると記されている。妊娠が12週から25週の間に終了したとき、亡くなった胎児の親が希望する場合には、届け出て身分登録簿に記載することを可能にする法案である。この法案は、修正を経た後、2018年に可決されている。これまでは妊娠180日以降の場合に、死産児の身分登録簿への記載が必要であったが、これを妊娠140日まで引き下げることになった。また、親が希望する場合には名前をつけることができる¹⁴⁾。

ところで、ベルギーでは85日にまで引き下げの案もあったが、このような引き下げには反発もある。流産児や死産児の身分登録を認めることは、その時期から胎児が「子ども」になるという意識をもたせることであり、中絶をする女性に対して「子ども」を殺すという罪悪感を抱かせることにもなるためである¹⁵⁾。流産児や死産児の身分登録が可能な時期の引き下げは、中絶に対する脅威であるとして、法改正に反対する声もある。

ドイツは、先に述べたとおり、流産を経験した両親の請願により、2013年から体重や週数の下限を設けずに、親の希望により身分登録局に届け出ることができる。その際には、医師、助産師などの証明書が必要である。また、この法令は遡及的に適用されるため、施行前に生まれた流産児についても身分登録簿に記載が可能である。また、この届け出により、流産児に関する証明書が発行される。

オランダは、埋葬法の規定により妊娠24週以降に亡くなった胎児に限って証明書を発行していたが、2006年に出された委員会の所見に基づいて運用を変更した。これにより、両親の届け出により、妊娠週数の制限なく、流産した子どもの証明書が発行される。証明書には子どもの名前を記すことができる。

ここで取り上げられている4か国は最近になって、身分登録局に届け出ることや、生まれる前に亡くなった子どもの証明書を発行することのできる妊娠週数をより早める措置を取っている。また、証明書に名前の記載も可能である。死産や流産を経験した親の要望によって取り扱いが変更されてきたものと考えられるが、他方では、中絶に対する脅威ともなりうるとの批判もある。このような批判は、本報告書では取り上げられていない。亡くなった胎児の身分登録の改善や、埋葬法における取り扱いの変更に、中絶に対する批判的な見解に基づいていないか、どのような政治的勢力が推進しているかという観点からの検討も必要である。

V 国際法

1. 欧州人権条約

欧州評議会加盟国によって1950年に締結された、「人権及び基本的自由の保護のための条約¹⁶⁾」(欧州人権条約)の第8条に「私生活及び家族生活の尊重を受ける権利¹⁷⁾」が定められている。ここに亡くなった胎児の取り扱いについて具体的な規定があるわけではない。しかし、欧州人権裁判所が、各国における死産児の取り扱いに対する申し立てについて、欧州人権条約第8条の違反とする判決を下している。その判決の中で、欧州人権裁判所は、ある程度まで成長している場合には、死産児を埋葬し、名前をつけ、親子関係を認める権利を容認する。各国は相応の措置を取らなければならないが、その権利が発生する妊娠週数がいつからかは判断していない¹⁸⁾。

下限については、およそ妊娠20週から妊娠25週以降又は体重500gが、多くの欧州諸国が認めている死産児の身分登録の条件となっている。また、世界保健機関(WHO)は、医療統計に死産児を含める際の基準を、妊娠22週以降としている。これが一定の基準となりうると本報告書は述べている¹⁹⁾。

2. 欧州人権裁判所の判決

本報告書は、欧州人権裁判所が出した、クロアチア(2014年)、スイス(2008年)、ロシア(2005年)がかかわる3件の判決を取り上げ、簡単な説明をしている。ここでは、その説明に補足を加えながら3件の判決について解説する。この3件とも、欧州人権条約第8条の規定による「私生活及び家族生活の尊重を受ける権利」の侵害として、各政府に損害賠償を求めた例である。

1件めは、クロアチア人男性がクロアチア政府を相手取ったものである²⁰⁾。この男性の妻は2003年に妊娠9か月で死産した。男性と妻が、死産児を引き取らなかったために病院が引き取り、死産児を他の臨床廃棄物(人体組織や切断された身体の一部)とともに処分し、業者に

よって火葬のために墓地に運ばれた。その後、男性と妻が埋葬について問い合わせたが、具体的な情報が得られなかった。男性と妻は、遺体処理の方法によって苦痛が生じたとして、病院を相手に損害賠償を求める訴訟を起こした。また、病院職員と業者の従業員を刑事告訴した。しかし、男性と妻は損害賠償を認められず、刑事告訴についても主張は認められなかった。

そして、男性は2012年に欧州人権裁判所に申し立てた。欧州人権裁判所は2014年に男性側の訴えを認める判決を出した。それによると、死産児が不当に処分され、その結果、埋葬された場所の情報が得られなくなったことは、欧州人権条約第8条の規定に反しているとした。クロアチアでは妊娠22週までの死亡胎児は臨床廃棄物として扱うことができ、妊娠22週以降の死亡胎児については明確な規定がなかった。そのため、当初男性と妻が死産児を引き取らなかったことで、病院は死産児を臨床廃棄物とみなした。しかし、欧州人権裁判所は、男性と妻が引き取らなかったことが、他の臨床廃棄物と一緒に処分され、死産児の遺体の所在がわからなくなることまで容認したとまでは言えず、それが欧州人権条約第8条に定める権利の侵害であると判断した。

2件めは、アルジェリア国籍でスイスへの亡命者の女性が、死産児の不当な扱いについて、スイス政府を相手に損害賠償を求めたものである²¹⁾。女性は1997年4月4日に妊娠27週で死産し、女性と子どもの父親(以下、両親)は亡くなった子どもを見たいという意味を示さなかった。そのため、両親に知らされることなく、葬儀業者により4月8日に死産児のための墓地に埋葬された。翌年、女性は許可を得て遺体を掘り起こし、カトリックの儀式にしたがって改めて埋葬しなおした。

この件について、女性は、遺体が配達用バンで墓地まで運ばれたこと、女性に知らされずに共同墓地に埋葬されたことについて、関係する市職員を刑事告訴した。女性の主張は認められなかったため、女性は、欧州人権条約第8条の

規定による権利を侵害されたと、1999年に欧州人権裁判所に申し立てた。そして、欧州人権裁判所は、女性に知らされずに埋葬されたことで葬儀に参列できなかったこと、また配達用バンで遺体が運ばれたことに関して、権利の侵害を認める判決を2008年に下した。

3件めは、死産児との父子関係を認めなかったとして、女性がロシア政府を相手取って申し立てたものである²²⁾。女性は1997年に妊娠35週で死産した。死産児については身分登録が必要であるが、死産児の「父親」とされた者は5か月前に離婚をした人物(以下、元夫)であった。しかし、女性は1994年から別の男性と暮らしており、その男性が死産児との父子関係を証明する共同宣言を提出する前に亡くなってしまった。女性がモスクワの地方裁判所に、元夫の姓が入った子どもの氏名を修正するように求めたが、裁判所は、死産児は市民権を獲得していないために審理が不可能とした。女性は、私生活と家族生活を尊重する権利を侵害されたとして、2001年に欧州人権裁判所に申し立てた。ロシア政府によると、死産児と男性の父子関係には争いはなく、子どもが生きて出生している場合には、女性の主張が認められていたとした。2005年に、欧州人権裁判所は、元夫との父子関係があるとする法的推定が、誰にも利益をもたらさずに生物学的、社会的現実に優越するという状況は、私生活と家族生活を尊重する権利の侵害であるとの判決を下した。

(以下、次号)

【付 記】

本研究はJSPS科研費JP20K00045の助成を受けたものである。

注

- 1) Schweizerische Eidgenossenschaft, Verbesserung der zivilstandsamtlichen Behandlung Fehlgeborener. Bericht des Bundesrates zum Postulat 14.4183 Streiff-Feller, 2017. なお、本報告書からの引用、参照の際の今後の表記については、Berichtと記し、その後にはペー

Mar. 2024

スイスにおける亡くなった胎児の取り扱い (1)

- ジ番号を付す。なお、本報告書は、次のページから参照することができる。
- <https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-65879.html> (2023年11月10日現在)
- 2) Streiff-Feller Marianne, Postulat 14.4183. Verbesserung der Rechtslage für Totgeborene, 2014. 内容は、次のページで参照することができる。
<https://www.parlament.ch/de/ratsbetrieb/suche-curia-vista/geschaefft?AffairId=20144183> (2023年11月10日現在)
 - 3) ドイツの状況については次を参照。森芳周「ドイツにおける死亡胎児の処分のあり方」『医学哲学 医学倫理』第33巻, 2015年, 1-9 ページ。また, Barbara Martin と Mario Martin の夫婦の取り組みについては次を参照。Barbara und Mario Martin, *Fest im Herzen lebt ihr weiter*, adeo Verlag, 2014.
 - 4) ドイツ葬儀業協会
<https://www.bestatter.de/wissen/trauerhilfe-und-trauerbewaeltigung/sternenkind/> (2023年11月10日現在)
 - 5) Bericht, S. 5-6.
 - 6) Quadranti Rosmarie, Interpellation 12.4090. Förderung von Engelskindergräbern auf Friedhöfen, 2012. 内容は、次のページで参照することができる。
<https://www.parlament.ch/de/ratsbetrieb/suche-curia-vista/geschaefft?AffairId=20124090> (2023年11月10日現在)
 - 7) Bericht, S. 8-9.
 - 8) Bericht, S. 10.
 - 9) Bericht, S. 10.
 - 10) Bericht, S. 10.
 - 11) Bericht, S. 11-12.
 - 12) 11か国とは、ドイツ、アイルランド、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、チェコ、ハンガリー、イギリスである。なお、死産児の基準は一定ではなく、おおむね妊娠20週～25週以降又は体重500g以上の亡くなった胎児を死産児とよぶ。(Bericht, S. 12.)
 - 13) Bericht, S. 12-13.
 - 14) 次のページを参照。
<https://www2.ulb.ac.be/ulb12months12experts/retrospective-en-september2018.html> (2023年11月10日現在)
 - 15) 次のページを参照。
<https://www.safeabortionwomensright.org/news/belgium-a-new-law-to-record-the-death-and-bury-a-fetus-of-20-weeks-gestation/> (2023年11月10日現在), <https://www.genethique.org/belgium-civil-recognition-of-a-stillborn-child-a-threat-to-abortion/?lang=en> (2023年11月10日現在)
 - 16) 次のページでこの条約の日本語訳を参照することができる。
https://www.echr.coe.int/documents/d/echr/Convention_JPN (2023年11月10日現在)
 - 17) 第8条の条文は次のとおりである。なお、訳はすべて前注で示した日本語訳による。
 - 1 すべての者は、その私のおよび家族生活、住居ならびに通信の尊重を受ける権利を有する。
 - 2 この権利の行使に対しては、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全もしくは国の経済的福利のため、また、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、または他の者の権利および自由の保護のため、民主的社會において必要なもの以外のいかなる公の機関による介入もあってはならない。
 - 18) Bericht, S. 14.
 - 19) Bericht, S. 14.
 - 20) Marić v. Croatia, 12 June 2014 (Application no. 50132/12).
 - 21) Hadri-Vionnet v. Switzerland, 14 February 2008 (Application no. 55525/00).
 - 22) Znamenskaya v. Russia, 2 June 2005 (Application no. 77785/01).
- (2023年11月17日掲載決定)